

三陸鉄道運営助成基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 1 号

三陸鉄道運営助成基金条例の一部を改正する条例

三陸鉄道運営助成基金条例（昭和59年岩手県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 三陸鉄道<u>（久慈市から下閉伊郡岩泉町を経て宮古市に至る鉄道及び釜石市から大船渡市に至る鉄道をいう。）</u>により旅客を運送する事業を営む地方鉄道業者に対する当該事業の運営に必要な費用の補助等の財源に充てるため、日本国有鉄道からの交付金を資金として三陸鉄道運営助成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 三陸鉄道により旅客を運送する事業の運営に必要な費用に対する補助等に要する経費の財源に充てるため、日本国有鉄道からの交付金、東日本旅客鉄道株式会社からの移管協力金等を資金として三陸鉄道運営助成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。